

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 4 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統・ 18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・ 24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹、村瀬主事 美杉：磯田担当主幹

議 事 録 署 名 者 6 田口 慶則・ 7 野田 清太

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願いについて (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第4回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席はございません。出席委員数は10名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 6番 田口 慶則、7番 野田 清太の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから10ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から38で、件数は38件、合計面積は88,591㎡で、その内訳は田が86,013㎡、畑が2,578㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 11ページから15ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から7で、件数は7件、合計面積は36,115㎡で、その内訳は田が31,338㎡、畑が4,777㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 16ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
 番号1 宅地造成
 番号2 共同住宅用地
 以上、件数は2件、合計面積は2,604㎡で、その内訳は田が85㎡、畑が2,519㎡でございます。
- 17ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。
 番号1 一般個人住宅用地
 以上、件数は1件、合計面積は畑で113㎡でございます。
- 18ページをお願いします。
 報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
 番号1 _____、主たる耕作物 野菜、耕作面積田2.9ha 畑2.2ha
 合計5.1ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、19ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居井戸山町東興____、登記地目・現況地目とも畑、面積 628㎡ 外4筆、合計面積 3,551㎡、受人 ____、面積 4,963㎡、渡人 ____ 外2名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 庄田町大沢____、登記地目・現況地目とも畑、面積 317㎡ 外2筆、合計面積 600㎡、受人 ____、面積 18,031㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 榊原、申請地 榊原町的場____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 142㎡ 外2筆、合計面積 666㎡、受人 ____、面積 28,515㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。

20ページをお願いします。

番号4、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 416㎡、受人 ____、面積 2,698㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 川合、申請地 一志町八太池ノ坪____、登記地目・現況地目とも田、面積 524㎡ 外6筆、合計面積 1,996㎡、受人 ____、面積 1,412,922.98㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方かつ労力不足のためです。

番号6、地区 川合、申請地 一志町小山沢田____、登記地目・現況地目とも田、面積 561㎡ 外2筆、合計面積 5,065㎡、受人 ____、面積 155,516.91㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

21ページをお願いします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町高野稲葉____、登記地目・現況地目と

も田、面積 688㎡、受人 _____、面積 4,593㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中津____、登記地目・現況地目とも畑、面積 161㎡ 外1筆、合計面積 479㎡、受人 _____、面積 318㎡、渡人 _____ 外1名。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。

以上、件数は8件、合計面積は13,461㎡で、その内訳は田が8,659㎡、畑が4,802㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、令和5年4月1日に施行されました農地法の一部改正により、農地法第3条の許可要件であった下限面積要件は廃止されております。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

田口委員 6番田口です。6日に現地を説明していただきました。農業委員の野田さん、諸戸さん、地元推進委員に見ていただきました。事務局の説明通りでございます。何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

野田委員 7番野田です。4月7日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員3名、1名欠席です、事務局で見てまいりました。番号2番ですけど、場所は_____から30メートルくらい西へ行きます。_____に隣接する農地です。受人はこの会社の経営者で会社敷地に隣接する山林化した農地を譲り受けるものです。なんら問題ないと思います。3番の場所は_____に隣接する農地です。受人は_____の経営者で、譲り渡し人は遠地で管理が難しく、山林化したものを譲り受け、柿の栽培を始めるものです。問題はないものを思われます。以上です。

議長 4番、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。波瀬だけ。7日に池山委員、地元推進委員、事務局の立ち合いで、見てもらいました。_____さんは近くで_____という会社をしてまして、その隣接地なんです、ちょっと境界が不鮮明です。本人さん納得していて問題ないと思うんですが、農地であるかないかが非常に難しい。当人、納得の上だと思うのでよろしくお願いします。

議長 はい、5番から7番お願いします。

池山委員	14番池山です。5番はずっとつながっている田んぼですが、_____の直ぐ西側、小山の東斜面に当たるところで、譲受人は_____さん。すでに耕作を引き受けている状態ですので、何ら問題はなかろうということでございます。6番の小山沢田、譲受人は_____さんになっておりまして、公認の担い手になっておりまして、営農活動をしているところでございまして何ら問題はないと判断いたしました。7番の高野稲葉は688㎡は農地として維持されるかどうか、ちょっと分かりづらいところがございますが、宮本委員、推進委員とも問題はなかろうということで報告します。
議 長	8番お願いします。
結城委員	18番結城です。8番下之川中津について、7日に推進委員と事務局で調査しました。譲り渡し人は県外の奈良県に在住しており管理ができないということで、受人は農家民宿の経営をしております。そのため、空き家と農地を取得したいということです。以上です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
宮本委員	今の農家民宿の件、_____さんの件も「営農拡大」というのはおかしいと思う。初めて農業する人に「営農拡大」も変な話。_____さんも農業をしておるのはしてやるけど。
事 務 局	基本的には耕作地があって、農地を取得する申請ですので、営農拡大という形でも何ら問題ないと思うのですが、農地以外に使う目的があるのであれば申請がおかしいということになります。
野田委員	7番の案件、田んぼ688㎡、現場で話が出ているのは、価格が500万円。営農拡大と言えるのか。
宮本委員	現況の田を見たら営農さ。受け手が全部_____か_____か、100%渡しとる。だけど、担い手に渡しとる。
事 務 局	基本的には担い手への集積を進めている観点から、一旦解約が必要とは言わない

ですね。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 高岡、申請地 一志町高野垣外____、登記地目 田、現況地目 宅地・畑、面積 534㎡、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を庭用地及び作業所用地とするものです。
平成10年頃から住宅の庭として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で534㎡でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

池山委員 14番池山です。この案件につきましては3月始め頃に申請人から直接相談がありました。行政と相談してくださいと話したら、その後、行政書士と相談して申請を出すということでした。4月7日に推進委員と行政担当者で見にいております。宅地の隣接地なんで既に庭の用地になっておりまして、認めることになりました。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議 長	続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	23 ページをお願いいたします。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。 番号 1、地区 栗葉、申請地 森町池田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 123 m²、受人 _____、渡人 _____。 この案件につきましては、令和 4 年 5 月 17 日付けにて許可を受けましたが、地主の反対があったため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は 1 件、合計面積は畑で 1, 123 m²でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
野田委員	7 番野田です。7 日に行けなかったので申し訳にないのですが、昨年 4 月に現地を見て許可をいただいたところですが、隣地の許可を貰いに行って反対を受けたのかなと推察します。その後、確認に行きました。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については承認することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	24 ページをお願いします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転） 番号 1、地区 久居、申請地 戸木町西鼓_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を資材置場用地及び駐車場用地とするものです。

平成10年頃から先代が営農をしなくなり、農地の管理を怠っていた旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請地 一志町井生八反切____、登記地目・現況地目とも畑、面積 704㎡ 外2筆、合計面積 1,251㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、378.9㎡、メンテナンススペースを確保するため、パネル設置率は30.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町八太松原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 533㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 671㎡ 外1筆、合計面積 1,014㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、439.45㎡、パネル設置率は、43.34%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大三、申請地 白山町二本木山わき____、登記地目・現況地目とも畑、面積 806㎡ 外38筆、合計面積 13,167㎡、受人 ____、渡人 ____ 外18名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、10,520㎡、一体利用する山林を含めるとパネル設置率は、49.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 家城、申請地 白山町南家城野添____、登記地目・現況地目とも田、面積 151㎡ 外2筆、合計面積 653㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を事業用倉庫用地及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八知、申請地 美杉町八知山神川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,569㎡ 外1筆、合計面積 1,942㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、553.82㎡、日照の関係上、申請地の北側が日陰となることから管理用地を確保したため、パネル設置率は、28.51%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下多気、申請地 美杉町下多気中田____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 310㎡ 外2筆、合計面積 956㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和55年ごろに植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生下垣内____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 56㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を事務所用地とするものです。

平成5年ごろに、先代が知人から貸してほしいと頼まれ、事務所用地として提供した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は20,583㎡、このうち田が4,618㎡で、畑が15,965㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番田口です。7日に推進委員4名、諸戸さん、野田さん、事務局と見てまいりました。事務局の説明の通り何ら問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございます。2番お願いします。

宮本委員 15番宮本です。7日に池山委員と地元推進委員、事務局に立ち会ってもらって確認してまいりました。きれいな畑になっていましたが、道のない畑で大丈夫かなと思いましたが、業者はちゃんとできるといっています。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、4番お願いします。

池山委員 14番池山です。推進委員と、宮本委員、行政の担当者と見てまいりました。3番目の533㎡は____の南にあたりまして、住宅が立ち並んでいる真ん中にポツンと残された畑でございます。すでに宅地のような状態になっておりますが、何ら問題はなかろうと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。4番の畑ですが、____はあちこちで見る太陽光の業者ですが、太陽光施設を作り

たいということで、渡し人はここに住んで見えないし、すでに手が放れている状況です。状況からみて問題なかろうという判断をしました。よろしくご審議ください。

議長 はい、ありがとうございます。5番、6番お願いします。

中谷委員 16番中谷です。5番から、7日に喜多会長、諸戸部会長、西森委員、中谷委員の3人と、地元推進委員、白山の担当者、事務局で見てまいりました。場所は____の南500メートルぐらいのところ。ここ2、3カ月続けて太陽光ということで申請が出ています。毎回、10,000㎡を超える大きなもので、現況は畑になっていますが、山林みたいです。作物もできないところで、致し方ないようなところ です。

西森委員 17番西森です。7日に中谷委員ら3人の農業委員と、地元推進委員、白山の担当者、行政書士のメンバーで見てまいりました。場所は____の前。____との間、ちょうど____の真ん前というところ です。現況は雑種地になっておりまして、管理はすでに受人がしておるという状況を聞いております。何ら問題ないと判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 7番から9番お願いします。

結城委員 18番結城です。7日に推進委員、事務局と確認いたしました。譲受人は収入を得る場にしたいと、もうちょっと詳細に言ってくれば良いのに、もっと丁寧に書いてほしい。8番、下多気について。7日に推進委員、事務局で現地を確認をいたしました。山林に挟まれていた土地で、40年前に夫が植林をしたと、高齢のためと始末書を提出しております。9番太郎生について、7日に推進委員と事務局とで現地を確認をいたしました。30年ほど前に事務所を建てたいと頼まれて土地を貸した。農地であるために宅地に転用して売買したい。市外に住んでいるため管理ができないということです。宅地にして事務所に売りたいということです。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したい と思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局	30ページをお願いします。 議案第5号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 八知、願出者 _____ 外2名、対象地 美杉町八知米垣内 _____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 988㎡ 外3筆、合計面積 2,745㎡。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成2年撮影）により、対象地が既に木材市場用地となり現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は1件、合計面積は2,745㎡で、すべて田でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
結城委員	18番結城です。7日に推進委員、事務局で現地を確認をいたしました。昭和62年頃に月日は分からないということです。木材市場の木材の置き場として利用してきた。木材市場は経営不振になって、他人の手にわたるということも聞いております。以上です。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の１ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で３９，４４３．６０㎡、畑の賃貸借、使用貸借で１２，８９２㎡、契約件数は２５件でございます

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１２２，３２１㎡、畑の賃貸借で８７８㎡、契約件数は５３件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で６１，８２５㎡、契約件数は２４件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で３２５㎡、契約件数は１件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて２３７，６８４．６０㎡、田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて２２３，９１４．６０㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて１３，７７０㎡、合計契約件数は１０３件、合計面積は２３７，６８４．６０㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区９件、一志地区４８件、白山地区２３件、美杉地区０件で、合計８０件、合計面積は１９２，８１２㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で７７．６％、面積で８１．１％となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。今回は３件ございました。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、２ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

_____委員 ７－２２、７－２３。

_____委員 ９－１－２、９－２－２。

_____委員 ９－８－２、９－９－２。

まずはじめに_____委員の整理番号７－２２ ほか１件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号9－1－2 ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号9－8－2 ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後2時45分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年4月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____